

## ぐるっ都地球温暖化対策地域協議会会則

### (名称)

第1条 本協議会は、「ぐるっ都地球温暖化対策地域協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

### (目的)

第2条 首都圏において、地域住民・NPO・事業者・行政等の幅広い連携・協働の場を作り、積極的な実践活動の推進を行なって、地球温暖化効果ガスの削減と環境負荷の低減を推進する。

### (活動)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 太陽熱等自然エネルギーの利用促進や普及啓発
- (2) 省エネルギーへの取り組みの推進
- (3) 行政や地域と連携して環境教育や環境活動の活性化
- (4) 地球温暖化対策に取り組む人材の育成
- (5) 地球温暖化対策に関する連絡協議及び情報交換・研修
- (6) 自治体への地球温暖化防止対策の提案

### (組織)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的に賛同する会員を持って構成する。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

### (役員を選出)

第7条 会長は、会員の中から互選により選出する。

- 2 副会長は、会長が会員の中から協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、会長が会員の中から協議会の同意を得て選任する。

### (役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の運営及び会計等の事務を監査する。

### (総会)

第9条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

### (幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、会長が指名する。

- 3 幹事に幹事を置き、幹事は幹事会委員の中から互選により選出する。
- 4 幹事の会議は、必要に応じ、幹事が招集する。
- 5 幹事は、協議会の地球温暖化防止に向けた具体的な行動の推進、協議会の会議に付議すべき事項を予め審議及び調整し、協議会に諮る。

(任期)

- 第11条 役員、幹事会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員、幹事会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員、幹事会委員は、その任期満了後においても後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行う。

(議決)

- 第12条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合はその会議の長がこれを決する。
- 2 会員は、その指名する者を代理人として会議に出席させることができる。

(経費)

- 第13条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第14条 協議会の会計年度は、毎年7月16日から翌年7月15日までとする。

(事務局)

- 第15条 協議会の事務を処理するため、当分の間、事務局をNPO法人エコロジー夢企画内に置く。

(委任)

- 第16条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付則

- 本会則は、平成21年7月16日から施行する。